

伊勢崎市入札・契約制度の一部見直しについて

令和3年12月1日

本市では、公共工事等に関する入札・契約制度について競争性、透明性及び公平性を高めるため、入札・契約制度の見直しを行います。

主な見直し内容は、次のとおりです。なお、見直し内容については、令和4年度（令和4、5年度定期申請）から適用します。

つきましては、引き続き本制度の実施についてご理解とご協力をお願いいたします。

1 建設工事における格付け基準の見直しについて

①土木一式工事における格付けA(特)の基準見直し

現行：格付けA等級の上位10者

改正：格付けA等級の上位12者

②舗装工事における格付け基準点の変更

現行：総合点800点以上をA等級

改正：総合点850点以上をA等級

③指名停止措置による主観点減点数の変更

指名停止期間等	現行	改正
4箇月以上	-50	-40
1箇月以上4箇月未満	-30	-20
1週間以上1箇月未満	-20	-5
文書注意	-10	

2 建設工事における入札参加資格登録の中間年の再格付け廃止

入札参加資格登録の中間年の4月1日に主観点の一部見直しを行う再格付けを実施していましたが、これを廃止します。これにより、定期申請当初の4月1日に公表する点数は2年間変更しません。

また、随時申請により認定を受けた業者の格付けを半期毎に実施していましたが、認定後速やかに格付けを実施します。

※ 建設工事における社会貢献活動実績の取扱いについて

競争入札参加資格審査申請時に提出する社会貢献実績申告書に記載する活動について、通常時は1年間に複数回実施していることが必要ですが、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮した特例として、令和4、5年度の申請に限り、活動実施回数を1年間に1回以上とします。